

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 7 月17日

【計算期間】 第13特定期間（自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日）

【ファンド名】 インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー25階

【電話番号】 （03） 6402－2700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。

②信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信	
	その他資産	
	資産複合	

(注) 当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ※当ファンドが投資対象とする投資信託証券（親投資信託）は、債券（一般）を投資対象としており、当ファンドの実質的な投資収益の源泉は債券（一般）です。
	(一般)	
	(大型株)	
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	
	(公債)	
	(社債)	
	(その他債券)	
	(クレジット属性)	
	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券）	
	資産複合	
	(資産配分固定型)	
	(資産配分変更型)	

有価証券報告書（国内投資）

決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		
為替ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

（注）当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.

主として、インベスコ ユーロ債券 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、ユーロ建ての公社債などに投資を行うことにより、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。

2.

EMU（経済通貨同盟）参加国の金利水準や市況動向、格付などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。

3.

運用に当たっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンドマネージャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。

4.

運用の効率化を図るため、実質的運用の指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、ロンドン）に委託します。

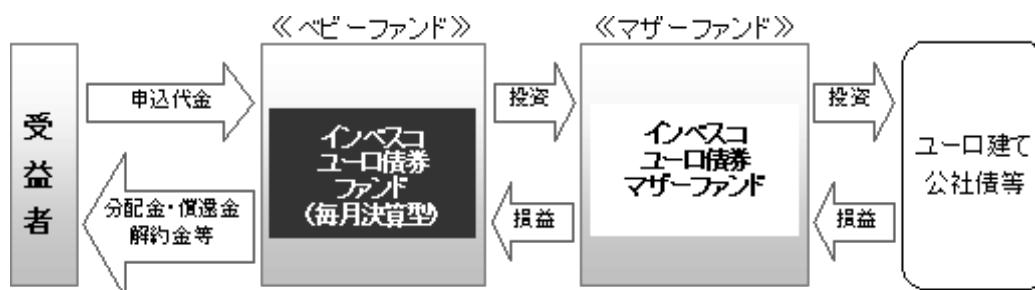
5.

原則として、毎月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に収益分配を行います。
分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。

ファミリーファンド方式※で運用し、実質外貨建資産への投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。

※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。
なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか公社債等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

6



ファンドのポイント

3つのポイント

拡大するEU

EU(欧州連合)は超国家的統治体を築き上げ、世界経済のけん引役を担っており、投資機会が増えています。

高い信用力と好利回り

高い格付けで好利回り、流動性が高いなど、魅力あるユーロ建ての公社債があります。

毎月分配

毎月、日本円で分配金を受け取ることができます。
※分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。

拡大するEU

□ E Uは一大経済圏を築いています



E UとEMUについて

E U（European Union、欧州連合）は、単一市場、単一通貨など経済統合を果たすと共に、ヒト・モノ・カネの自由な移動を進め、司法・内務また安全保障・外交政策においても共同で対処する欧州における国家の連合体で、27カ国が参加しています。

EMU（Economic and Monetary Union、経済通貨同盟）は、域内単一市場を補完するものであり、欧州連合内の安定かつ持続的な経済成長と雇用の創出、また、世界経済のより一層の安定に必要な枠組みを提供することを目的として、自国の通貨を永久に放棄して単一通貨ユーロを採用している同盟です。欧州連合の加盟国中16カ国が参加しています。（2009年1月現在）

高い信用力と好利回り



□ 主要投資対象はユーロ建ての高格付け、好利回りの債券です

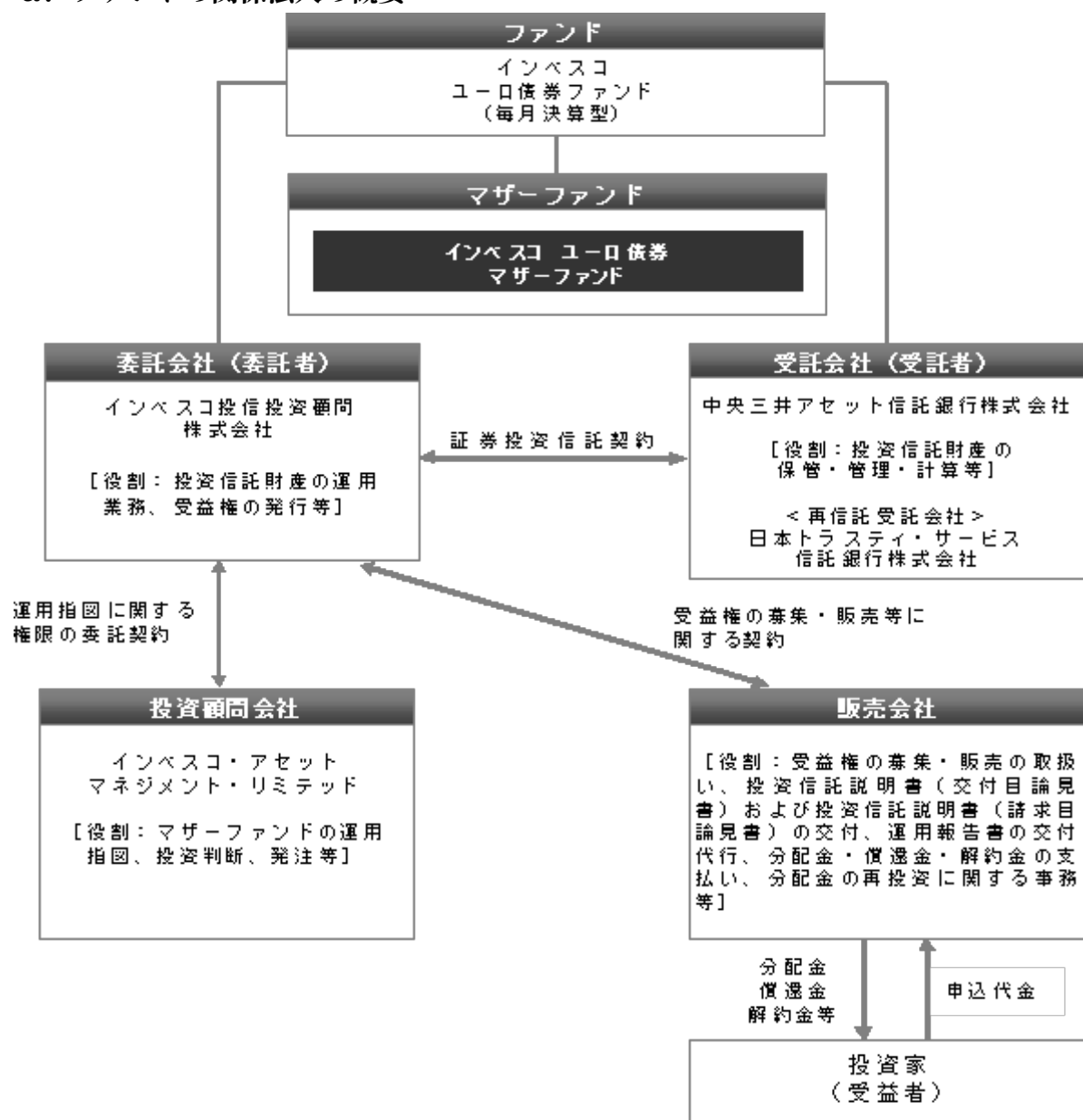
当ファンドのポートフォリオ全体の平均格付はA格以上とし、社債への投資比率は20%程度までに限定します。

※上記の投資制限は、運用上のガイドラインであり、信託約款に定める投資制限ではありません。また今後、委託会社の判断により変更される場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行います。
受託会社 中央三井アセット信託銀行 株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集および販売の取扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払い、分配金の再投資に関する事務等を行います。
投資顧問会社 インベスコ・アセット・ マネジメント・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注等を行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定により、あらかじめ監督官庁に届け出られた投資信託約款に基づき締結されます。ファンドの運営に関する基本的な事項（運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間等）が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する 契約	受益権の募集および販売の取扱い、分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続等の内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の 委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続等が規定されています。

[次へ](#)

②委託会社等の概況

- a. 名称（商号等） インベスコ投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
- b. 加入協会 社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会
- c. 代表者の役職氏名 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト
- d. 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー25階
- e. 資本金 480百万円（平成21年5月29日現在）
- f. 沿革
- 昭和58(1983)年 東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
 - 昭和62(1987)年 投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
 - 平成2(1990)年 インベスコ投信株式会社を設立
 - 平成4(1992)年 厚生年金基金の運用を受託
 - 平成7(1995)年 公的年金の運用を受託
 - 平成8(1996)年 投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
 - 平成10(1998)年 エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併
- g. 大株主の状況（平成21年5月29日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	連合王国ロンドン市フィンズベリースクウェア 30番地EC2A 1AG	9,600株	100%

h. 委託会社の属する企業グループについて（平成20年12月末現在）

委託会社はインベスコ・リミテッドを持株会社とする独立系運用会社です。インベスコ・リミテッドの組織図、グローバルネットワークおよび運用資産残高の推移は以下のとおりです。

[インベスコ・リミテッド組織図]

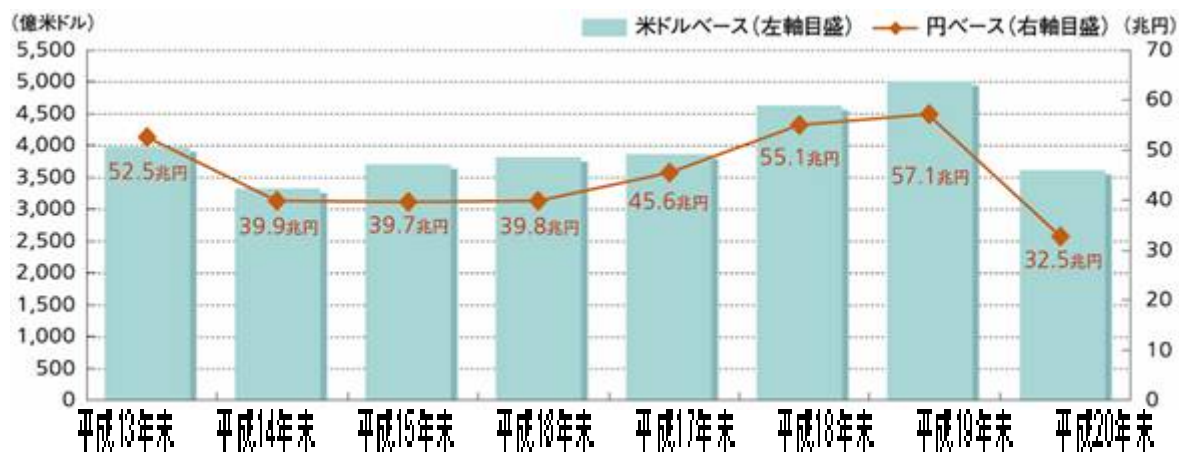


＊ 米ドルの円換算は、平成20年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.03円）によります。上記組織図はグループの概略を示したものであり、その法的位置付けを表したものではありません。

[グローバルネットワーク]



[運用資産残高の推移]



＊ 米ドルの円換算は、各末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。

②投資態度

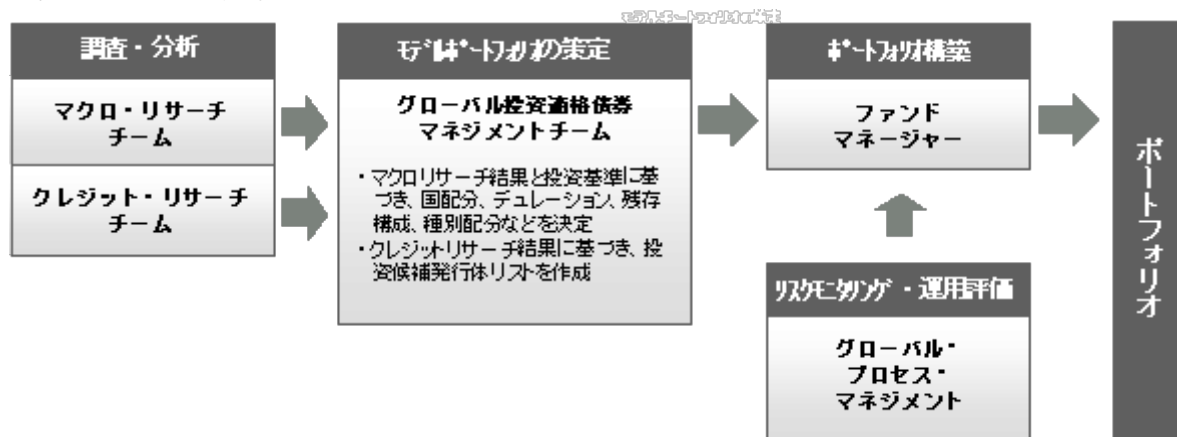
- a. マザーファンド受益証券への投資を通じて、ユーロ建ての公社債等に投資します。
- b. EMU（Economic and Monetary Union、経済通貨同盟）参加国の金利水準や市況動向、格付等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。
- c. 運用にあたっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンドマネージャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。
- d. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- e. 投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。
- f. インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに実質的運用の指図に関する権限を委託します。

③運用の特色

- a. 超過収益の源泉の多様化に着目したアクティブ運用を行います。
- b. 債券市場の構造変化に対応するため、イ．リサーチ体制をグローバルに一元化し、ロ．為替／金利／信用分析を含む債券運用に関わるあらゆる超過収益の源泉について、同一の手法による調査／分析を行います。調査／分析にあたっては定性分析と定量分析を併用します。
- c. リスク総量だけでなく、それぞれの超過収益の源泉に対するリスク配分状況も常に把握します。

④投資プロセス

当ファンドは、以下のプロセスにより運用されます。



調査・分析

調査・分析担当者は、債券、通貨などの価格形成にあたり、経済要因の影響を受けると考えられる項目（マクロ・リサーチチームが担当）、および投資適格・ハイイールド・新興国発行体、証券化商品などの価格形成にあたり、個別の信用力の方向性の影響を受けると考えられる項目（クレジット・リサーチチームが担当）を超過収益の源泉として認識し、継続的な調査・分析を行います。

モデルポートフォリオの策定	《投資基準の決定》 運用開始前に、調査・分析とポートフォリオのポジションの関係を「投資基準」として文書で定めます。グローバル投資適格債券マネジメントチームはベンチマークまたは参考指数の特性に基づき、i) 利用する超過収益の源泉と目標超過収益率、目標リスク、ii) 超過収益の源泉それぞれに対するリスク配分目標、iii) リスク配分の基準（事前に、調査・分析結果とリスク配分の大きさの関係を明確化します。）を決定します。 《モデルポートフォリオと投資候補発行体リストの作成》 グローバル投資適格債券マネジメントチームは、i) リサーチチームによる各超過収益の源泉に関わる調査・分析、ii) プロダクトごとに定められている投資基準、に基づきモデルポートフォリオ（国配分、デュレーション、残存構成、国債以外の債券に対する配分、国際機関政府機関債・地方債と事業債の配分）と投資候補発行体リストを作成します。
ポートフォリオ構築	グローバル投資適格債券マネジメントチームに所属するファンドマネージャーが、i) モデルポートフォリオと投資候補発行体リスト、ii) 個別ポートフォリオのガイドラインに基づきポートフォリオを構築します。
リスク管理	グローバル投資適格債券マネジメントチームと独立したグローバル・プロセス・マネジメントと東京のリスク・マネジメント部がそれぞれポートフォリオとパフォーマンスの監視・分析を行います。

◇資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。（注）

（注）当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条および第28条に定めるものに限りします。）
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

②投資対象とする有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- t. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびにq. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券およびl. ならびにq. の証券または証書のうちb. からf. までの証券の性質を有するものおよびn. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券およびn. （投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品（信託約款第20条第2項）

委託会社は、信託金を、前記「②投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

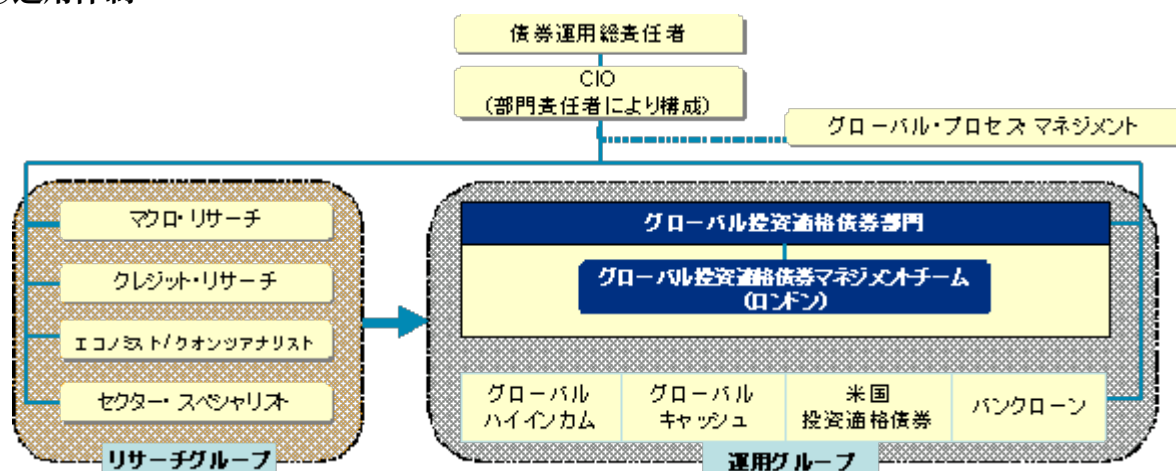
- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン

前記「②投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。

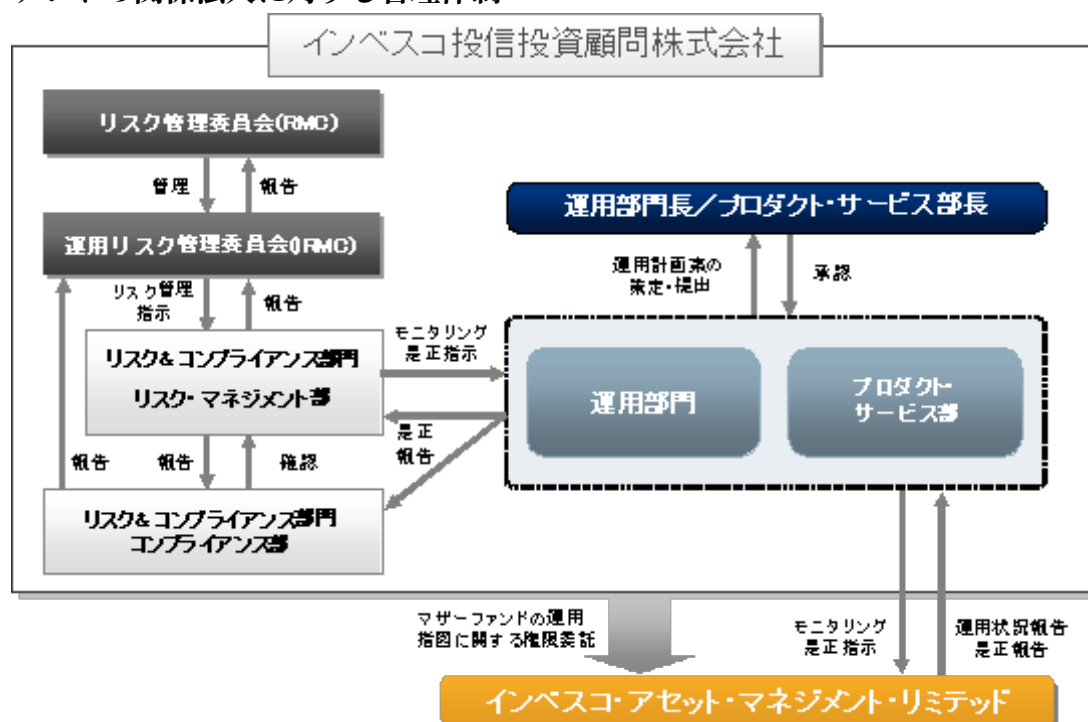
①運用体制



マザーファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに所属しているグローバル投資適格債券部門のグローバル投資適格債券マネジメントチームが担当します。グローバル投資適格債券マネジメントチームは、調査領域ごとに編成されたリサーチグループからの情報をもとに、ポートフォリオを構築します。

超過収益の源泉に関わる調査・分析、ポートフォリオのポジション、パフォーマンス等は、すべて債券管理システム（Q-Tech）に保存され、リアルタイムで情報を共有化する体制が整っています。

②ファンドの関係法人に対する管理体制



- ◇リスク・マネジメント部（２～３名程度）は、ファンドのモニタリングや分析等を行い、その結果を運用リスク管理委員会および運用部門に報告します。
- ◇運用リスク管理委員会（10名程度）は、運用リスクの分析・評価を通して、運用の適切性・妥当性の検証、審議を行います。

＊ マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託先の運用内容に齟齬がないか確認をします。また、定性・定量面における委託先評価を継続的に実施します。

＊ 委託会社のファンドの運用に関する社内規定として運用業務規程があり、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。またファンドの運用におけるリスク管理に関する社内規定としてリスク管理規程があります。（リスク管理についての詳細は、「投資リスク」の(2)投資リスクに対する管理体制をご覧ください。）

また、ファンドの関係法人である受託会社等の管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、平成21年５月29日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①ファンドの決算日

原則として、毎月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）。

②分配方針（信託約款 運用の基本方針３.収益分配方針等）

毎計算期末（毎月20日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

a. 範囲

分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配方針

分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

③利益の処理方法（信託約款第49条）

a. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子等収益」といいます。）は、諸経費[※]、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 諸経費とは、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息をいいます。以下同じ。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④分配金の支払い

a. 「自動けいぞく投資コース」

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

b. 「一般コース」

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払を開始します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、支払います。

「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

①投資信託約款上の投資制限

a. 株式への投資制限（信託約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限①）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 外貨建資産への投資制限（信託約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限②）

外貨建資産への実質投資割合[※]には制限を設けません。

※ 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。

c. 新株引受権証券等への投資制限（信託約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限③）

イ. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時

価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d. 投資信託証券への投資制限（信託約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限⑦）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 投資する株式等の範囲（信託約款第24条）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第25条）

イ. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 上記イ.およびロ.において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款第26条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第29条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の(i)および(ii)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ. 前イの(i)および(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行う

ものとしします。

k. 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第30条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

ロ. 前イ.の売付けの指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内としします。

ハ. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとしします。

l. 公社債の借入れ（信託約款第31条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

ロ. 前イ.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内としします。

ハ. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前ロ.の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

ニ. 上記イ.の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

m. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n. 外国為替予約の指図（信託約款第33条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ロ. 前イ.の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。

ニ. 上記ロ.において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

o. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（信託約款第40条）

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解

約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

p. 再投資の指図（信託約款第41条）

委託会社は、前o.の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

q. 資金の借入れ（信託約款第42条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約金に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします

ロ. 前イ.の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- （i）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- （ii）再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- （iii）借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

ハ. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

②法令に基づく投資制限

a. デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、下記イ.に掲げる数がロ.に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ. その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数

ロ. 当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

（参考）マザーファンドの投資方針

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

ユーロ建ての公社債等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①ユーロ建ての公社債の中から、EMU参加国の金利水準や市況動向、格付等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。
- ②運用にあたっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンドマネージャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、選択権取引、金利にかかる先物取引、オプション取引ならびに類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

(3)投資制限

- ①株式への投資は投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、外国の公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は金利動向などによって変動し、組入公社債の発行者の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆様におかれましては当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込みください。

(1)基準価額の変動要因

基準価額の主な変動要因については次のとおりです。

公社債に係るリスク (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します（値幅は、残存期間、発行者、債券の種類などにより異なります。）。また、公社債の発行者の財務状況の悪化などの信用状況の変化、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
デフォルト・リスク	利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（デフォルト）、またはできなくなるのが予想される場合には、公社債の価格が大きく下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

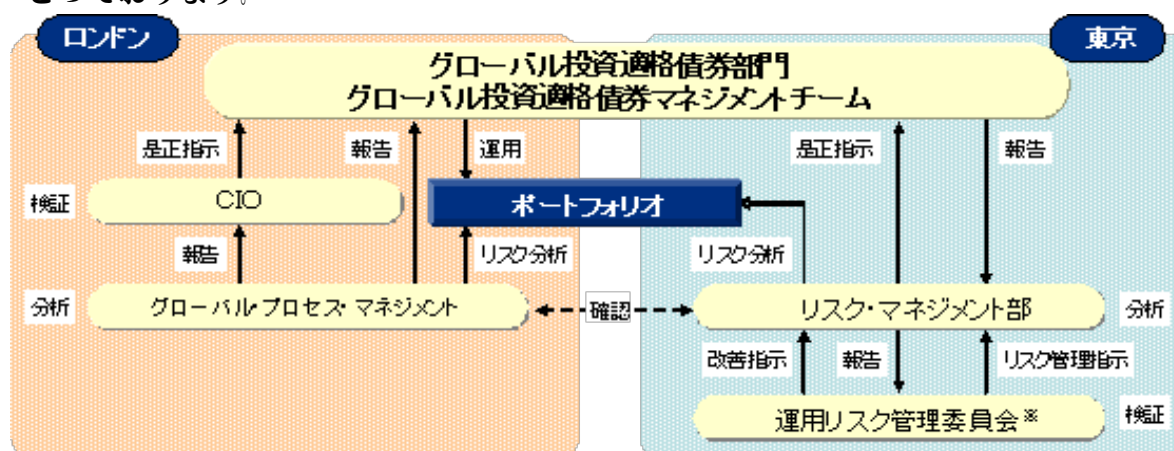
基準価額のその他の変動要因については次のとおりです。

解約資金手当によるリスク	短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
ファミリーファンド方式に係るリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

- ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構による保護の対象とはなりません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。
- ファンドは中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本としますが、ファンドが投資目的を実現する保証はありません。
- ファンドには、運用実績の保証はなく、また投資家の皆様の投資額の時価が増加するという保証也没有ありません。皆様の投資には、損失の可能性があり、こうした損失に対してファンドは一切補償を行いません。
- 委託会社は、資金動向、市況動向等によっては、ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。
- 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、または信託を終了することが受益者のために有利であると認める時、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときには、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。
- 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合等には、受益権の取得申込、換金（解約請求）の受付を中止すること、あるいは、既に受付けた当該申込等の受付を取消す場合があります。
- ファンドに適用されている法令、税制、会計基準等は、今後変更となる場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

グローバル投資適格債券マネジメントチームと独立したグローバル・プロセス・マネジメントと委託会社（東京）のリスク・マネジメント部が、それぞれポートフォリオとパフォーマンスの監視・分析を行い、分析結果は双方で照らし合わせるという重層的なリスク管理体制をとっております。



※ 運用リスク管理委員会:コンプライアンス部長、運用部門担当役員、管理部門担当役員、リスク・マネジメント部長、プロダクト・サービス部長、オペレーション部長、各運用部ヘッドおよび議長が任命する者をもって構成します。また、議長が特に必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、その意見を徴することができます。

◆上記リスク管理体制における組織名称等は、委託会社または投資顧問会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ①申込手数料^{※1}は、申込口数、申込金額^{※2}または申込代金^{※3}等に応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.625%（税抜2.50%）以内の申込手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

※1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

※2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。

※3 「申込代金」とは、「申込金額に＋申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。

- ②販売会社によっては、「償還乗換え」、「換金乗換え」のお取扱いをする場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

- ③「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

当ファンドの換金(解約)にあたり、手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

①計算方法

毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜1.20%）を乗じて得た額を計上します。

②信託報酬の配分

総 額	年率 1.26%（税抜1.20%）		
配 分	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.5775% （税抜0.550%）	年率0.6300% （税抜0.600%）	年率0.0525% （税抜0.050%）

③支払方法

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

◇委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。

なお、同社へは、委託会社が受取る報酬額（税抜）×40%により計算された報酬額が支払われます。

(4)【その他の手数料等】

◇信託事務の諸費用

①信託事務の諸費用に該当する費用

- ・組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物取引やオプション取引等に要する費用
- ・資産を外国で保管する場合の費用

- ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ・受託会社の立替えた立替金の利息
- ・投資信託財産に関する租税
- ・信託事務の処理等に要する諸費用

②計算方法等

上記①の費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。

③支払方法

受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

◇その他信託事務の諸費用

①その他信託事務の諸費用に該当する費用

- ・監査費用

②上限固定率

その他信託事務の諸費用 上限固定率
純資産総額に対して年率 0.105%（税抜0.10%）

委託会社は、上記①に定めるその他信託事務の諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支払を投資信託財産から受けることができます。

委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

③支払方法

上記②で算出したその他信託事務の諸費用の額は、毎日計上し毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、当該消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

a. 分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。

b. 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算することができます。

また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

②法人の受益者に対する課税の取扱い

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

当ファンドにおいて、益金不算入制度は適用されません。

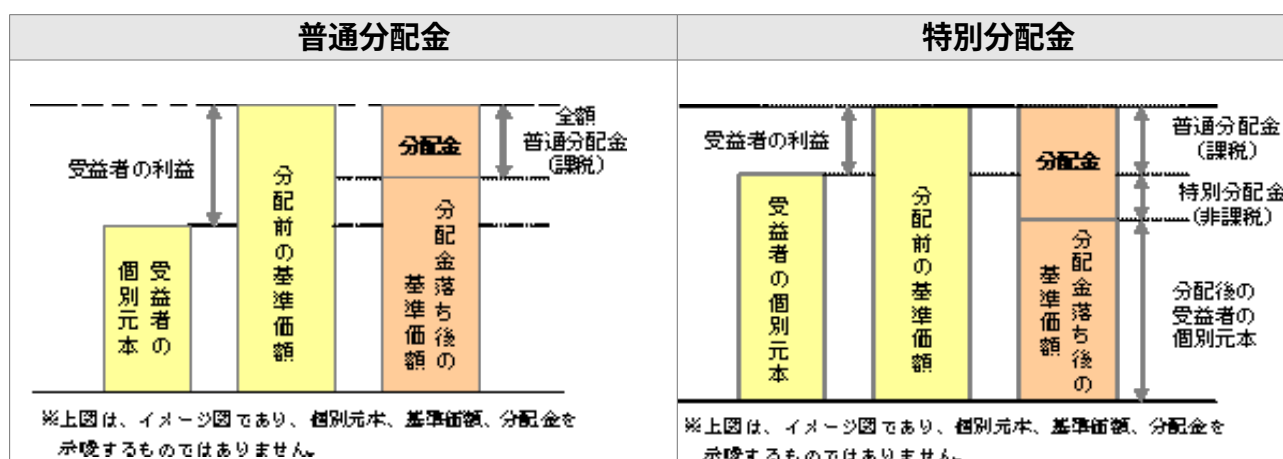
◇個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加取得を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が特別分配金[※]を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。	分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
--	--

◆課税上の取扱いについては税務専門家等にご相談ください。

◆ファンドに適用されている税制は、平成21年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成21年5月29日現在）

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,881,121,381	100.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△625,073	△0.03
合 計(純資産総額)		1,880,496,308	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	960,540,923	51.06
	オランダ	654,013,901	34.76
	フランス	183,779,745	9.76
	イタリア	39,991,050	2.12
	小 計	1,838,325,619	97.72
預金、コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		42,764,219	2.27
合 計(純資産総額)		1,881,089,838	100.00

(2)【投資資産】（平成21年5月29日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	インベスコ ユーロ債券 マザーファンド	1,085,909,705	1.6941 1,839,639,632	1.7323 1,881,121,381	100.03

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	数量 (額面)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	GERMAN GB	3.750	2015/1/4	5,050,000	14,344.83	724,414,307	14,036.58	708,847,757	37.69
2	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GB	4.250	2013/7/15	4,600,000	14,325.41	658,969,021	14,217.69	654,013,901	34.76
3	フランス	国債証券	FRANCE GB	4.000	2013/4/25	1,300,000	14,255.39	185,320,141	14,136.90	183,779,745	9.76
4	ドイツ	国債証券	GERMAN GB	4.000	2012/4/13	1,000,000	14,345.20	143,452,070	14,264.82	142,648,210	7.58
5	ドイツ	国債証券	GERMAN GB	3.750	2019/1/4	800,000	13,828.55	110,628,440	13,630.61	109,044,956	5.79
6	イタリア	国債証券	ITALY GB	4.250	2019/2/1	300,000	13,576.75	40,730,278	13,330.35	39,991,050	2.12

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
国債証券	97.72
合 計	97.72

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

			純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間	第1期	(平成15年1月20日現在)	15,685	15,797	1.0571	1.0646
	第2期	(平成15年2月20日現在)	10,231	10,260	1.0884	1.0914
	第3期	(平成15年3月20日現在)	6,574	6,593	1.0675	1.0705
	第4期	(平成15年4月21日現在)	4,964	4,978	1.0987	1.1017
第2特定期間	第5期	(平成15年5月20日現在)	3,780	3,790	1.1724	1.1754
	第6期	(平成15年6月20日現在)	2,662	2,669	1.2019	1.2049
	第7期	(平成15年7月22日現在)	1,926	1,931	1.1442	1.1472
	第8期	(平成15年8月20日現在)	1,740	1,744	1.1068	1.1098
	第9期	(平成15年9月22日現在)	1,534	1,538	1.0810	1.0840
	第10期	(平成15年10月20日現在)	1,496	1,501	1.0625	1.0655
第3特定期間	第11期	(平成15年11月20日現在)	1,537	1,541	1.0849	1.0879
	第12期	(平成15年12月22日現在)	1,446	1,450	1.1195	1.1225
	第13期	(平成16年1月20日現在)	1,477	1,481	1.1167	1.1197
	第14期	(平成16年2月20日現在)	1,674	1,679	1.1530	1.1560
	第15期	(平成16年3月22日現在)	1,601	1,606	1.1202	1.1232
	第16期	(平成16年4月20日現在)	1,591	1,595	1.1009	1.1039
第4特定期間	第17期	(平成16年5月20日現在)	1,638	1,642	1.1317	1.1347
	第18期	(平成16年6月21日現在)	1,512	1,516	1.0980	1.1010
	第19期	(平成16年7月20日現在)	1,530	1,534	1.1292	1.1322
	第20期	(平成16年8月20日現在)	1,491	1,495	1.1388	1.1418
	第21期	(平成16年9月21日現在)	1,365	1,368	1.1271	1.1301
	第22期	(平成16年10月20日現在)	1,346	1,350	1.1490	1.1520
第5特定期間	第23期	(平成16年11月22日現在)	1,351	1,355	1.1412	1.1442
	第24期	(平成16年12月20日現在)	1,341	1,344	1.1845	1.1875
	第25期	(平成17年1月20日現在)	1,123	1,126	1.1437	1.1467
	第26期	(平成17年2月21日現在)	1,122	1,125	1.1726	1.1756
	第27期	(平成17年3月22日現在)	1,161	1,164	1.1708	1.1738
	第28期	(平成17年4月20日現在)	1,158	1,160	1.1938	1.1968

第6特定期間	第29期	(平成17年5月20日現在)	1,129	1,132	1.1686	1.1716
	第30期	(平成17年6月20日現在)	1,126	1,129	1.1459	1.1489
	第31期	(平成17年7月20日現在)	1,689	1,694	1.1662	1.1692
	第32期	(平成17年8月22日現在)	2,101	2,106	1.1538	1.1568
	第33期	(平成17年9月20日現在)	2,191	2,197	1.1623	1.1653
	第34期	(平成17年10月20日現在)	2,276	2,282	1.1769	1.1799
第7特定期間	第35期	(平成17年11月21日現在)	2,388	2,394	1.1829	1.1859
	第36期	(平成17年12月20日現在)	2,436	2,442	1.1753	1.1783
	第37期	(平成18年1月20日現在)	2,577	2,584	1.1744	1.1774
	第38期	(平成18年2月20日現在)	2,768	2,775	1.1803	1.1833
	第39期	(平成18年3月20日現在)	2,834	2,842	1.1711	1.1741
	第40期	(平成18年4月20日現在)	2,940	2,948	1.1923	1.1953
第8特定期間	第41期	(平成18年5月22日現在)	2,889	2,897	1.1717	1.1747
	第42期	(平成18年6月20日現在)	2,663	2,670	1.1884	1.1914
	第43期	(平成18年7月20日現在)	2,540	2,547	1.2021	1.2051
	第44期	(平成18年8月21日現在)	2,283	2,289	1.2146	1.2176
	第45期	(平成18年9月20日現在)	2,139	2,148	1.2170	1.2220
	第46期	(平成18年10月20日現在)	2,259	2,268	1.2192	1.2242
第9特定期間	第47期	(平成18年11月20日現在)	2,456	2,466	1.2330	1.2380
	第48期	(平成18年12月20日現在)	2,513	2,523	1.2622	1.2672
	第49期	(平成19年1月22日現在)	2,732	2,743	1.2606	1.2656
	第50期	(平成19年2月20日現在)	2,877	2,889	1.2581	1.2631
	第51期	(平成19年3月20日現在)	2,875	2,887	1.2564	1.2614
	第52期	(平成19年4月20日現在)	2,875	2,886	1.2842	1.2892
第10特定期間	第53期	(平成19年5月21日現在)	2,913	2,924	1.2930	1.2980
	第54期	(平成19年6月20日現在)	2,900	2,912	1.2911	1.2961
	第55期	(平成19年7月20日現在)	2,939	2,950	1.3151	1.3201
	第56期	(平成19年8月20日現在)	2,648	2,659	1.2155	1.2205
	第57期	(平成19年9月20日現在)	2,736	2,747	1.2706	1.2756
	第58期	(平成19年10月22日現在)	2,596	2,606	1.2827	1.2877
第11特定期間	第59期	(平成19年11月20日現在)	2,487	2,497	1.2743	1.2793
	第60期	(平成19年12月20日現在)	2,376	2,385	1.2720	1.2770
	第61期	(平成20年1月21日現在)	2,342	2,352	1.2369	1.2419
	第62期	(平成20年2月20日現在)	2,380	2,389	1.2624	1.2674
	第63期	(平成20年3月21日現在)	2,272	2,282	1.2136	1.2186
	第64期	(平成20年4月21日現在)	2,347	2,356	1.2761	1.2811
第12特定期間	第65期	(平成20年5月20日現在)	2,245	2,254	1.2498	1.2548
	第66期	(平成20年6月20日現在)	2,198	2,207	1.2533	1.2583
	第67期	(平成20年7月22日現在)	2,136	2,144	1.2725	1.2775
	第68期	(平成20年8月20日現在)	2,057	2,068	1.2517	1.2587
	第69期	(平成20年9月22日現在)	2,159	2,172	1.1823	1.1893
	第70期	(平成20年10月20日現在)	2,003	2,016	1.0668	1.0738
第13特定期間	第71期	(平成20年11月20日現在)	1,864	1,877	0.9599	0.9669
	第72期	(平成20年12月22日現在)	1,997	2,011	1.0103	1.0173
	第73期	(平成21年1月20日現在)	1,872	1,886	0.9449	0.9519
	第74期	(平成21年2月20日現在)	1,820	1,833	0.9546	0.9616
	第75期	(平成21年3月23日現在)	1,906	1,919	1.0472	1.0542
	第76期	(平成21年4月20日現在)	1,740	1,752	1.0172	1.0242

平成20年5月末日	2,199	—	1.2550	—
平成20年6月末日	2,187	—	1.2730	—
平成20年7月末日	2,147	—	1.2827	—
平成20年8月末日	2,062	—	1.2352	—
平成20年9月末日	2,126	—	1.1566	—
平成20年10月末日	1,898	—	0.9961	—
平成20年11月末日	1,940	—	0.9887	—
平成20年12月末日	2,038	—	1.0320	—
平成21年1月末日	1,798	—	0.9211	—
平成21年2月末日	1,892	—	0.9949	—
平成21年3月末日	1,821	—	1.0362	—
平成21年4月末日	1,852	—	1.0305	—
平成21年5月末日	1,880	—	1.0465	—

②【分配の推移】

		1口当たりの分配金(円)			1口当たりの分配金(円)
第1 特定 期間	第1期	0.0075	第2 特定 期間	第5期	0.0030
	第2期	0.0030		第6期	0.0030
	第3期	0.0030		第7期	0.0030
	第4期	0.0030		第8期	0.0030
				第9期	0.0030
第3 特定 期間	第11期	0.0030	第4 特定 期間	第10期	0.0030
	第12期	0.0030		第17期	0.0030
	第13期	0.0030		第18期	0.0030
	第14期	0.0030		第19期	0.0030
	第15期	0.0030		第20期	0.0030
	第16期	0.0030		第21期	0.0030
第5 特定 期間	第23期	0.0030	第6 特定 期間	第22期	0.0030
	第24期	0.0030		第29期	0.0030
	第25期	0.0030		第30期	0.0030
	第26期	0.0030		第31期	0.0030
	第27期	0.0030		第32期	0.0030
	第28期	0.0030		第33期	0.0030
第7 特定 期間	第35期	0.0030	第8 特定 期間	第34期	0.0030
	第36期	0.0030		第41期	0.0030
	第37期	0.0030		第42期	0.0030
	第38期	0.0030		第43期	0.0030
	第39期	0.0030		第44期	0.0030
	第40期	0.0030		第45期	0.0050
第9 特定 期間	第47期	0.0050	第10 特定 期間	第46期	0.0050
	第48期	0.0050		第53期	0.0050
	第49期	0.0050		第54期	0.0050
	第50期	0.0050		第55期	0.0050
	第51期	0.0050		第56期	0.0050
	第52期	0.0050		第57期	0.0050
				第58期	0.0050

第11 特定 期間	第59期	0.0050	第12 特定 期間	第65期	0.0050
	第60期	0.0050		第66期	0.0050
	第61期	0.0050		第67期	0.0050
	第62期	0.0050		第68期	0.0070
	第63期	0.0050		第69期	0.0070
	第64期	0.0050		第70期	0.0070
第13 特定 期間	第71期	0.0070			
	第72期	0.0070			
	第73期	0.0070			
	第74期	0.0070			
	第75期	0.0070			
	第76期	0.0070			

③【収益率の推移】

		収益率(%)			収益率(%)
第1 特定 期間			第2 特定 期間	第5期	6.98
	第1期	6.46		第6期	2.77
	第2期	3.24		第7期	△4.55
	第3期	△1.64		第8期	△3.01
	第4期	3.20		第9期	△2.06
第3 特定 期間	第11期	2.39	第4 特定 期間	第10期	△1.43
	第12期	3.47		第17期	3.07
	第13期	0.02		第18期	△2.71
	第14期	3.52		第19期	3.11
	第15期	△2.58		第20期	1.12
	第16期	△1.46		第21期	△0.76
第5 特定 期間	第23期	△0.42	第6 特定 期間	第22期	2.21
	第24期	4.06		第29期	△1.86
	第25期	△3.19		第30期	△1.69
	第26期	2.79		第31期	2.03
	第27期	0.10		第32期	△0.81
	第28期	2.22		第33期	1.00
第7 特定 期間	第35期	0.76	第8 特定 期間	第34期	1.51
	第36期	△0.39		第41期	△1.48
	第37期	0.18		第42期	1.68
	第38期	0.76		第43期	1.41
	第39期	△0.53		第44期	1.29
	第40期	2.07		第45期	0.61
第9 特定 期間	第47期	1.54	第10 特定 期間	第46期	0.59
	第48期	2.77		第53期	1.07
	第49期	0.27		第54期	0.24
	第50期	0.20		第55期	2.25
	第51期	0.26		第56期	△7.19
	第52期	2.61		第57期	4.94
				第58期	1.35

第11 特定 期間	第59期	△0.27	第12 特定 期間	第65期	△1.67
	第60期	0.21		第66期	0.68
	第61期	△2.37		第67期	1.93
	第62期	2.47		第68期	△1.08
	第63期	△3.47		第69期	△4.99
	第64期	5.56		第70期	△9.18
第13 特定 期間	第71期	△9.36			
	第72期	5.98			
	第73期	△5.78			
	第74期	1.77			
	第75期	10.43			
	第76期	△2.20			

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年10月31日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1)申込方法

受益権取得のお申込みに際しては、販売会社において、販売会社所定の方法でお申込みください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、自動けいぞく投資契約をお申込みの販売会社との間で結んでいただきます。

なお、ファンドの取得の申込みに関しましては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

(2)申込不可日

ロンドン証券取引所の休業日には、取得申込みを受付けないものとします。

(3)申込単位

分配金の受取方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」との2コースがあります。

「自動けいぞく投資コース」 分配金が、税引後無手数料で再投資されるコース	1万円以上1円単位 ^{※1}
「一般コース」 収益の分配時に分配金を受取るコース	1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」および「一般コース」両方を取扱う販売会社において、取得のお申込みをされる場合は、いずれかのコースをお選びいただきます。ただし、分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

販売会社により「自動けいぞく投資コース」においても、分配金を定期的に受取るための定期引出契約^{※2}を締結することができる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

※1 分配金を再投資する場合は1口単位とします。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合は、該当する別の名称に読み替えるものとします。

(4)申込締切時間

原則として毎営業日の午後3時（半日営業日は、午前11時）までに、取得のお申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日の申込受付分として取扱います。

なお、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争時）により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の独自の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(5) 申込価額

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

(6) 申込手数料

申込手数料は、申込口数、申込金額または申込代金等に応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.625%（税抜2.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込代金のお支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

① 「自動けいぞく投資コース」

当ファンドの申込単位に従った、投資者ご指定の金額を申込代金として、お申込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は、申込代金から差し引かれます。

② 「一般コース」

申込金額に、申込手数料を加算した金額を申込代金として、お申込みの販売会社にお支払いいただきます。

(8) 取得の申込みにかかる受益権の取扱い

取得のお申込みを行う投資者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1)換金方法

換金（解約）のお申込みに際しては、販売会社において、販売会社所定の方法でお申込みください。なお、販売会社対し買取をご請求することもできます。

詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2)解約請求不可日

ロンドン証券取引所の休業日には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

(3)解約単位

「自動けいぞく投資コース」	1口単位
「一般コース」	1万口単位

(4)解約申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時（半日営業日は、午前11時）までに、換金（解約）のお申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日の申込受付分として取扱います。

(5)解約価額

解約価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

(6)解約手数料

ありません。

(7)信託財産留保額

ありません。

(8)解約代金のお支払い

原則として、一部解約の実行の請求の受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いいたします。

(9)解約の申込受付の中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。なお、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことがあります。

ます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(10)解約請求にかかる受益権の取扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる振替受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

②基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「ユーロ債M」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

◇基準価額の照会先

インベスコ投信投資顧問株式会社

お問い合わせダイヤル 電話番号 03-6402-2700

〔受付時間〕 営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日は午前9時から正午まで）

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

③主な投資資産の評価方法の概要

対象	評価方法
親投資信託 受益証券	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価しております。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額 ・価格情報会社の提供する価額等

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行しません。受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合などは、信託期間を繰り上げて償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 繰上償還

a. 信託契約の解約

イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が20億口を下回るようになった場合、または信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、前イ. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ. 前ロ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

ニ. 前ハ. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ. の信託契約の解約をしません。

ホ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ. 上記ハ. からホ. までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ. に規定する一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、後記「④投資信託約款の変更」の規定に従います。

c. 委託会社の登録取消等

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「④投資信託約款の変更d. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

d. 受託会社の辞任および解任

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「④投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選

任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②ファンド資産の保管

a. 信託業務等

受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

b. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

c. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

イ. 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

ロ. 前イ. ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

ハ. 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ニ. 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

③運用報告書

委託会社は、原則として年2回（毎年4月および10月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けします。

④投資信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 前b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

d. 前c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告をしません。

⑤反対者の買取請求

委託会社が前記「①繰上償還」または「④投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は所定の期間内（1カ月を下らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦関係会社との契約の更新等に関する手続きについて

- a. 販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約書を含みます。）に基づき、受益権の募集の取扱い等を行います。同契約は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b. 委託会社は、「運用指図に関する権限の委託契約」に基づき、マザーファンドの運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約には、期間の定めはありませんが、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。なお、同契約のいかなる規定も、同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。

⑧公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。
- ②分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる計算期

間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ③前②の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じます。当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④受益者が、分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③受益者が、信託終了による償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を委託会社に請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

委託会社が前記「1. 資産管理等の概要－（5）その他－①繰上償還－a. 信託契約の解約」に規定する信託契約の解約または「1. 資産管理等の概要－（5）その他－④投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は所定の期間内（1カ月を下らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べるすることができます。この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年4月22日から平成20年10月20日まで）及び当特定期間（平成20年10月21日から平成21年4月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年10月20日現在)	当期 (平成21年4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,018,346,919	1,765,317,307
未収入金	1,259,520	—
流動資産合計	2,019,606,439	1,765,317,307
資産合計	2,019,606,439	1,765,317,307
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,143,730	11,978,443
未払解約金	1,259,520	10,763,500
未払受託者報酬	83,428	74,184
未払委託者報酬	1,918,814	1,706,212
その他未払費用	94,500	94,500
流動負債合計	16,499,992	24,616,839
負債合計	16,499,992	24,616,839
純資産の部		
元本等		
元本	1,877,675,769	1,711,206,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	125,430,678	29,494,212
（分配準備積立金）	125,599,410	88,954,292
元本等合計	2,003,106,447	1,740,700,468
純資産合計	2,003,106,447	1,740,700,468
負債純資産合計	2,019,606,439	1,765,317,307

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年 4 月22日 至 平成20年10月20日	当期 自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△296,136,350	△4,256,631
営業収益合計	△296,136,350	△4,256,631
営業費用		
受託者報酬	562,707	493,387
委託者報酬	12,942,157	11,347,915
その他費用	567,000	567,000
営業費用合計	14,071,864	12,408,302
営業利益又は営業損失（△）	△310,208,214	△16,664,933
経常利益又は経常損失（△）	△310,208,214	△16,664,933
当期純利益又は当期純損失（△）	△310,208,214	△16,664,933
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,138,970	△1,126,688
期首剰余金又は期首欠損金（△）	507,824,741	125,430,678
剰余金増加額又は欠損金減少額	100,820,982	10,636,113
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	8,862,292
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	100,820,982	1,773,821
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,562,856	11,656,800
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,562,856	10,042,889
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	1,613,911
分配金	63,582,945	79,377,534
期末剰余金又は期末欠損金（△）	125,430,678	29,494,212

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	前期 自 平成20年 4 月22日 至 平成20年10月20日	当期 自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸 表作成のため の基本となる 重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成20年 4 月20日が休日のため、信託約款第45条 2 項により、当特定期間開始日を平成20年 4 月22 日としております。このため、当特定期間は182日 となっております。	特定期間末日の取扱い —————

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年10月20日現在)		当期 (平成21年 4 月20日現在)	
1.期首元本額	1,839,318,701円	1.期首元本額	1,877,675,769円
期中追加設定元本額	483,735,637円	期中追加設定元本額	213,369,293円
期中解約元本額	445,378,569円	期中解約元本額	379,838,806円
2.特定期間末日における受益権の総数	1,877,675,769口	2.特定期間末日における受益権の総数	1,711,206,256口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年 4 月22日 至 平成20年10月20日	当期 自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,357,984円 2.分配金の計算過程 (平成20年 4 月22日から平成20年 5 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,839,189円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(453,818,558円)及び分配準備積立金(175,731,077円)より分配対象収益は634,388,824円(1万口当たり3,530.34円)であり、うち8,984,768円(1万口当たり50円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成20年 5 月21日から平成20年 6 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,624,529円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(446,851,733円)及び分配準備積立金(163,714,587円)より分配対象収益は617,190,849円(1万口当たり3,518.59円)であり、うち8,770,417円(1万口当たり50円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,067,520円 2.分配金の計算過程 (平成20年10月21日から平成20年11月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,654,485円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(525,253,390円)及び分配準備積立金(122,450,352円)より分配対象収益は651,358,227円(1万口当たり3,353.50円)であり、うち13,596,270円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成20年11月21日から平成20年12月22日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,094,600円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(531,662,908円)及び分配準備積立金(117,528,931円)より分配対象収益は655,286,439円(1万口当たり3,314.66円)であり、うち13,838,540円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

前期 自 平成20年 4 月22日 至 平成20年10月20日	当期 自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日
(平成20年 6 月21日から平成20年 7 月22日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,298,410円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(430,367,734円)及び分配準備積立金(152,071,229円)より分配対象収益は589,737,373円(1万口当たり3,512.58円)であり、うち8,394,629円(1万口当たり50円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成20年 7 月23日から平成20年 8 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,587,721円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(428,765,532円)及び分配準備積立金(140,433,314円)より分配対象収益は573,786,567円(1万口当たり3,491.45円)であり、うち11,503,779円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成20年12月23日から平成21年 1 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,352,968円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(528,231,606円)及び分配準備積立金(114,793,294円)より分配対象収益は646,377,868円(1万口当たり3,261.67円)であり、うち13,872,110円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成21年 1 月21日から平成21年 2 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,304,134円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(503,294,808円)及び分配準備積立金(105,253,754円)より分配対象収益は613,852,696円(1万口当たり3,219.54円)であり、うち13,346,503円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(平成20年 8 月21日から平成20年 9 月22日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,133,395円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(488,701,150円)及び分配準備積立金(136,783,673円)より分配対象収益は630,618,218円(1万口当たり3,452.55円)であり、うち12,785,622円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成21年 2 月21日から平成21年 3 月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,738,036円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(475,688,563円)及び分配準備積立金(97,785,733円)より分配対象収益は579,212,332円(1万口当たり3,181.06円)であり、うち12,745,668円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

前期 自 平成20年 4 月22日 至 平成20年10月20日	当期 自 平成20年10月21日 至 平成21年 4 月20日
(平成20年 9 月23日から平成20年10月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,782,871円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(505,635,717円)及び分配準備積立金(129,702,777円)より分配対象収益は639,121,365円(1万口当たり3,403.79円)であり、うち13,143,730円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成21年 3 月24日から平成21年 4 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,189,984円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(444,106,376円)及び分配準備積立金(88,331,117円)より分配対象収益は535,627,477円(1万口当たり3,130.11円)であり、うち11,978,443円(1万口当たり70円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(有価証券に関する注記)

前期(平成20年10月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,018,346,919	△194,612,462
合 計	2,018,346,919	△194,612,462

当期(平成21年4月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,765,317,307	△37,339,971
合 計	1,765,317,307	△37,339,971

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期(自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日)

該当事項はありません。

当期(自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自平成20年4月22日 至平成20年10月20日)

該当事項はありません。

当期(自平成20年10月21日 至平成21年4月20日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成20年10月20日現在)	当期 (平成21年4月20日現在)
1口当たり純資産額 1.0668円 (1万口当たり純資産額 10,668円)	1口当たり純資産額 1.0172円 (1万口当たり純資産額 10,172円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成21年4月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ ユーロ債券 マザーファンド	1,058,661,054	1,765,317,307	
	合計	1,058,661,054	1,765,317,307	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成20年10月20日現在)	(平成21年4月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		—	1,846,855
コール・ローン		83,111,241	26,513,501
国債証券		1,901,100,204	1,698,625,997
未収利息		17,799,203	33,616,345
前払費用		17,582,161	4,715,065
流動資産合計		2,019,592,809	1,765,317,763
資産合計		2,019,592,809	1,765,317,763
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,259,520	—
流動負債合計		1,259,520	—
負債合計		1,259,520	—
純資産の部			
元本等			
元本		1,211,783,693	1,058,661,054
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		806,549,596	706,656,709
元本等合計		2,018,333,289	1,765,317,763
純資産合計		2,018,333,289	1,765,317,763
負債純資産合計		2,019,592,809	1,765,317,763

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日	自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)等に上場されている有価証券は、原則として外国金融商品市場等における最終相場、外国金融商品市場等に上場されていない有価証券は、原則として金融機関の提示する価額(但し、売気配相場は使用しません。)又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成20年10月20日現在)

1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	1,233,813,346円
同期中における追加設定元本額	314,062,530円
同期中における解約元本額	336,092,183円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)	1,211,783,693円
合計	1,211,783,693円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	1,211,783,693口

(平成21年4月20日現在)

1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	1,211,783,693円
同期中における追加設定元本額	135,239,407円
同期中における解約元本額	288,362,046円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)	1,058,661,054円
合計	1,058,661,054円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	1,058,661,054口

(有価証券に関する注記)

(平成20年10月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,901,100,204	31,702,455
合 計	1,901,100,204	31,702,455

(平成21年4月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,698,625,997	△8,469,671
合 計	1,698,625,997	△8,469,671

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日	自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針及び利用目的	為替予約取引は、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に規定されている本邦通貨による外国通貨の取得又は売却取引に関するもの以外は行わない方針であります。	同左
3.取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。	同左
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従って、運用部が取引額を決定し、トレーディング室が行っています。また、当該取引のリスク管理はオペレーション部において日々評価金額、評価損益の管理を行うとともに、法令・信託約款に基づくモニタリングはリーガル&コンプライアンス部門及びオペレーション部で行われています。	デリバティブ取引の執行については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従って、運用部門が取引額を決定し、トレーディング部が行っています。また、当該取引のリスク管理はオペレーション部において日々評価金額、評価損益の管理を行うとともに、法令・信託約款に基づくモニタリングはリスク&コンプライアンス部門及びオペレーション部で行われています。
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年10月20日現在)

該当事項はありません。

(平成21年4月20日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年4月22日 至平成20年10月20日)

該当事項はありません。

(自平成20年10月21日 至平成21年4月20日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成20年10月20日現在)	(平成21年4月20日現在)
1口当たり純資産額 1.6656円 (1万口当たり純資産額 16,656円)	1口当たり純資産額 1.6675円 (1万口当たり純資産額 16,675円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(債券)

(平成21年4月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	FRANCE GB 4% 130425	1,300,000.00	1,368,900.00	
		GERMAN GB 4.5% 090704	400,000.00	402,720.00	
		GERMAN GB 3.75% 150104	3,700,000.00	3,925,700.00	
		GERMAN GB 3.75% 190104	730,000.00	759,419.00	
		ITALY GB 4.25% 190201	1,200,000.00	1,209,000.00	
		NETHERLANDS GB 4.25% 130715	5,200,000.00	5,519,280.00	
	ユーロ小計		12,530,000.00 (1,614,239,900)	13,185,019.00 (1,698,625,997)	
	国債証券合計		1,614,239,900 (1,614,239,900)	1,698,625,997 (1,698,625,997)	
合計		1,614,239,900 (1,614,239,900)	1,698,625,997 (1,698,625,997)		

(注)1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券 6銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年5月29日現在）

I 資産総額	1,886,587,952 円
II 負債総額	6,091,644 円
III 純資産総額(I - II)	1,880,496,308 円
IV 発行済口数	1,797,011,518 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.0465 円

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

I 資産総額	1,886,556,409 円
II 負債総額	5,466,571 円
III 純資産総額(I - II)	1,881,089,838 円
IV 発行済口数	1,085,909,705 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.7323 円

第5 【設定及び解約の実績】

		設定数量(口)	解約数量(口)			設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	第1期	15,580,660,548	741,878,697	第2 特定期間	第5期	58,748,513	1,353,102,904
	第2期	111,680,808	5,549,212,629		第6期	57,920,931	1,067,081,586
	第3期	87,142,387	3,329,254,388		第7期	48,655,087	580,588,895
	第4期	95,122,916	1,735,283,788		第8期	52,295,520	163,687,207
					第9期	39,813,431	192,281,943
第3 特定期間	第11期	55,443,572	47,349,698	第4 特定期間	第10期	34,437,760	45,258,308
	第12期	42,492,838	167,253,054		第17期	11,434,736	9,417,041
	第13期	87,561,603	56,405,318		第18期	16,115,752	86,520,000
	第14期	199,949,685	70,621,392		第19期	304,135	22,261,745
	第15期	108,029,479	130,641,905		第20期	3,028,219	48,654,127
	第16期	35,118,399	19,592,083		第21期	15,785,968	114,060,000
第5 特定期間	第23期	114,799,199	102,048,433	第6 特定期間	第22期	13,554,615	52,976,869
	第24期	47,897,059	100,132,943		第29期	20,807,304	24,162,710
	第25期	12,300,965	162,189,142		第30期	40,601,338	24,126,850
	第26期	11,679,112	36,943,901		第31期	485,737,209	19,960,000
	第27期	73,032,337	38,027,906		第32期	387,799,779	15,497,065
	第28期	22,267,735	44,445,601		第33期	76,778,618	12,135,239
第7 特定期間	第35期	107,247,445	22,450,000	第8 特定期間	第34期	62,686,136	14,540,000
	第36期	79,194,728	25,307,868		第41期	14,982,049	15,073,911
	第37期	132,505,539	10,378,190		第42期	24,565,075	249,382,021
	第38期	165,498,294	15,058,288		第43期	8,332,405	136,133,436
	第39期	105,355,144	30,175,524		第44期	16,550,406	250,211,018
	第40期	58,680,671	12,850,923		第45期	62,653,161	184,805,110
					第46期	179,435,735	83,864,250

第9 特定期間	第47期	191,897,075	52,863,523	第10 特定期間	第53期	69,358,241	55,464,272
	第48期	160,101,690	160,948,790		第54期	41,596,116	47,747,602
	第49期	211,189,872	35,212,240		第55期	15,760,765	27,629,534
	第50期	129,630,270	9,708,261		第56期	20,427,904	76,687,316
	第51期	39,300,800	37,810,979		第57期	4,502,186	29,376,424
	第52期	23,572,801	73,456,525		第58期	6,739,553	136,528,625
第11 特定期間	第59期	5,708,981	77,832,213	第12 特定期間	第65期	15,882,037	58,246,983
	第60期	20,602,353	104,220,913		第66期	39,853,800	82,723,981
	第61期	54,780,622	28,863,858		第67期	28,484,942	103,642,646
	第62期	51,531,367	60,096,505		第68期	84,680,274	120,209,011
	第63期	61,573,716	74,420,636		第69期	199,978,330	16,858,001
	第64期	25,878,293	59,366,127		第70期	114,856,254	63,697,947
第13 特定期間	第71期	112,885,982	48,237,329				
	第72期	41,589,895	6,979,898				
	第73期	13,864,421	9,068,727				
	第74期	7,617,797	82,704,493				
	第75期	2,876,467	88,710,069				
	第76期	34,534,731	144,138,290				

(注1) 設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

①本書提出日現在

資本金 480,000千円

発行可能株式総数 56,400株

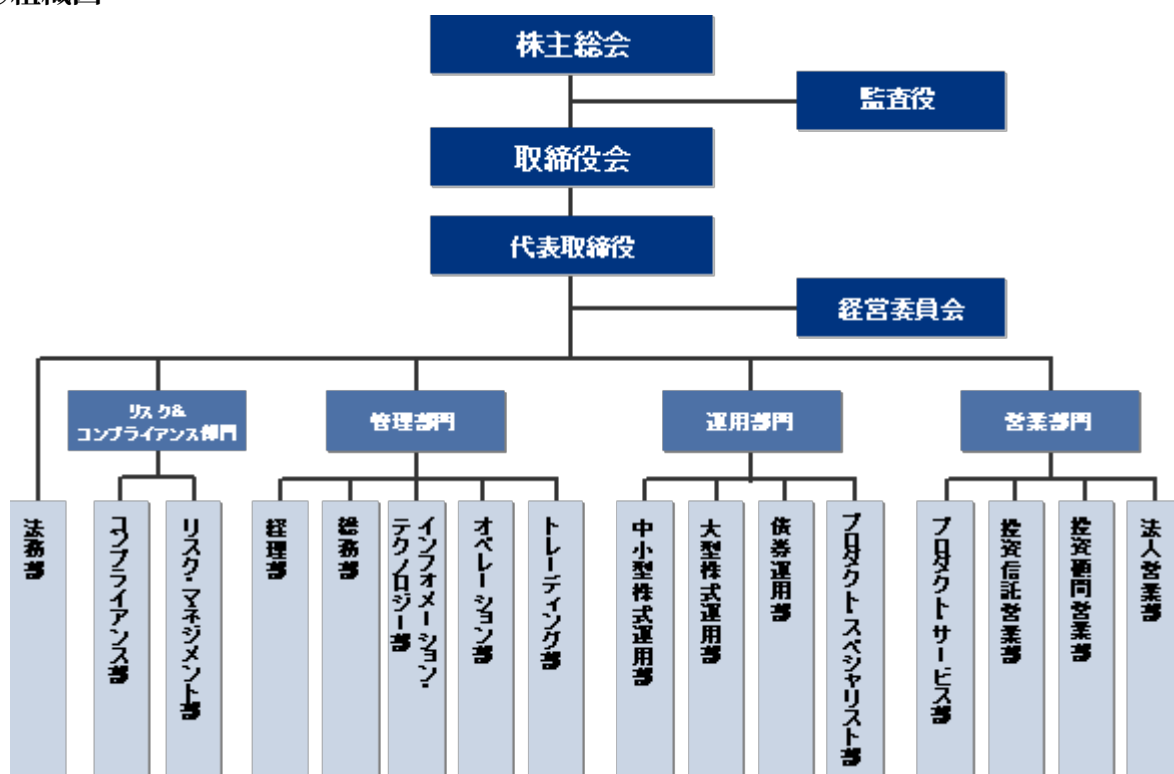
発行済株式総数 9,600株

②直近5カ年における主な資本金の額の増減

平成16年1月9日付をもって親会社であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドより6億円の出資を受け、資本金額は9億8,000万円より15億8,000万円に増加し、その後、同年8月21日付をもって減資し資本金額は4億8,000万円となっております。

(2)委託会社等の機構

①組織図



◆上記組織図における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

②投資に関する意思決定プロセス

運用哲学	委託会社は、市場における非効率性は残存し、調査・分析による超過収益の獲得が可能であると考えております。 すなわち、各運用部での調査・分析の深化と相互の有機的な情報共有を通じて、運用資産全体の運用精度を高めることにより、超過収益を獲得することが出来ると考えております。
Plan（計画）	アセット・アロケーション、債券および株式の基本的な運用方針は、投資戦略会議において決定されます。 投資戦略会議では、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、包括的な判断を行います。
Do（実行）	各運用部は、投資戦略会議で決定された運用方針のもと、以下の意思決定プロセスを経てポートフォリオを構築します。 株式運用は、企業の成長性、構造変化に着目し、コーポレート・リサーチを重視したボトム・アップ運用を行っております。ファンドマネジャーは、アナリストを兼務する体制を採っております。各運用部は、企業経営者とのミーティングや会社訪問等により情報を収集、企業の成長性・バリュエーション等の判断を行い、運用ガイドラインと運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。 アセット・アロケーションおよび債券運用は、トップ・ダウンを基本としつつ、ボトム・アップ情報も考慮して、運用を行っております。各運用部は、海外拠点のグローバルな情報を取り込み、運用ガイドラインと運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会(RMC)およびその分会として運用リスク管理委員会(IRMC)が組織されています。運用リスク管理委員会は、定量的なリスク計測結果をもとに運用の適切性を管理します。 また、運用部門から独立したリスク&コンプライアンス部門が、常時、関連法令およびガイドライン等の遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社が運用の指図を行っている投資信託は、以下のとおりです。

（平成21年5月29日現在）

基本的性格	ファンド数	純資産総額（単位：百万円）
追加型株式投資信託	47	170,685
追加型公社債投資信託	1	4,995
合 計	48	175,681

（注）ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除いております。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (平成20年3月31日現在)			第19期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			200			—	
預金			3,207,259			2,087,049	
前払費用			65,425			54,169	
未収入金			85,366			61,139	
未収委託者報酬			635,524			247,193	
未収投資顧問料			67,602			60,583	
未収還付法人税等			—			271,185	
繰延税金資産			120,385			—	
その他の流動資産			20,593			62,449	
流動資産計			4,202,354	89.9		2,843,771	87.1
固定資産							
有形固定資産※							
建物		118,735			105,475		
器具備品		28,831	147,566	3.2	19,079	124,554	3.8
無形固定資産							
ソフトウェア		9,944			11,346		
電話加入権		3,972	13,916	0.3	3,972	15,318	0.5
投資その他の資産							
投資有価証券		—			161		
差入保証金		292,832			267,531		
従業員長期貸付金		2,780			—		
その他の投資		13,308	308,920	6.6	14,050	281,743	8.6
固定資産計			470,402	10.1		421,616	12.9
資産合計			4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (平成20年3月31日現在)			第19期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)				%			%
流動負債							
預り金			102,695			37,722	
未払金							
未払収益分配金		5,153			2,861		
未払償還金		55,473			59,815		
未払手数料		271,595			102,324		
その他の未払金		77,555	409,775		90,895	255,897	
未払費用			175,705			108,391	
未払法人税等			187,274			12,655	
未払消費税等			32,857			—	
賞与引当金			168,722			103,368	
その他の流動負債			129			100	
流動負債計			1,077,158	23.1		518,135	15.9
固定負債							
退職給付引当金			283,825			331,230	
役員退職慰労引当金			25,531			31,958	
固定負債計			309,356	6.6		363,188	11.1
負債合計			1,386,514	29.7		881,324	27.0
(純資産の部)							
資本金			480,000	10.3		480,000	14.7
資本剰余金							
資本準備金		114,579			114,578		
その他資本剰余金							
資本金減少差益		117,811			117,810		
資本剰余金合計			232,390	5.0		232,389	7.1
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		2,573,853			1,671,674		
利益剰余金合計			2,573,853	55.1		1,671,674	51.2
株式資本合計			3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
純資産合計			3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
負債・純資産合計			4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)			第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益				%			%
委託者報酬			3,131,490			1,910,840	
投資顧問料			2,064,996			1,314,672	
付随業務収入			1,431,312			542,622	
営業収益計			6,627,798	100.0		3,768,134	100.0
営業費用							
支払手数料			1,133,797			667,716	
広告宣伝費			118,598			76,530	
公告費			1,263			935	
調査費							
調査費	97,719				131,857		
委託調査費	693,791				476,675		
図書費	3,320	794,830			2,857	611,390	
委託計算費		152,823				122,901	
営業雑経費							
通信費	28,773				23,934		
印刷費	98,749				64,995		
協会費	8,291				7,184		
その他営業雑経費	30,119	165,933			22,770	118,883	
営業費用計		2,367,244	35.7			1,598,357	42.4
一般管理費							
給料							
役員報酬	258,708				197,007		
給料・手当	1,140,765				1,172,891		
賞与	502,669	1,902,142			413,093	1,782,992	
退職金		8,941				2,960	
交際費		24,423				13,559	
寄付金		4,700				4,745	
旅費交通費		108,787				41,395	
租税公課		21,978				18,491	
不動産賃借料		231,020				266,112	
退職給付費用		93,658				94,560	
役員退職慰労引当金繰入		6,067				6,247	
賞与引当金繰入		168,722				103,368	
減価償却費		32,807				27,132	
福利厚生費		184,994				155,752	
諸経費		431,411				376,741	
一般管理費計		3,219,651	48.6			2,894,059	76.8
営業利益又は営業損失 (△)		1,040,904	15.7			△724,282	△19.2

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)			第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益				%			%
受取利息			7,011			6,892	
有価証券利息			150			278	
未払分配金等償還益			3,645			989	
為替換算差益			19,001			9,547	
雑益			2,915			5,175	
営業外収益計			32,722	0.5		22,883	0.6
営業外費用							
支払利息			—			61	
有価証券売却損			4,852			—	
雑損			4,515			5,695	
営業外費用計			9,368	0.1		5,757	0.2
経常利益又は経常損失（△）			1,064,259	16.1		△707,156	△18.8
特別利益							
前期損益修正益			—			58,439	
特別利益計			—	0.0		58,439	1.6
特別損失							
特別退職金			—			54,436	
固定資産除却損※			1,734			33	
投資有価証券評価損			—			338	
特別損失計			1,734	0.0		54,808	1.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			1,062,524	16.0		△703,526	△18.7
法人税、住民税及び事業税			528,078			24,796	
法人税等追徴税額			—			53,470	
法人税等調整額			19,052			120,385	
法人税等計			547,130	8.3		198,652	5.3
当期純利益又は当期純損失（△）			515,395	7.8		△902,178	△23.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第18期	第19期
		(自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	(自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
		金額	金額
株 主 資 本			
資本金			
前期末残高		480,000	480,000
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		480,000	480,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		114,579	114,578
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		114,579	114,578
その他資本剰余金			
前期末残高		117,811	117,810
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		117,811	117,810
資本剰余金合計			
前期末残高		232,390	232,389
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		232,390	232,389
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		2,058,457	2,573,852
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		515,395	△902,178
当期変動額合計			
当期末残高		2,573,853	1,671,674
利益剰余金合計			
前期末残高		2,058,457	2,573,852
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		515,395	△902,178
当期変動額合計			
当期末残高		2,573,853	1,671,674
株主資本合計			
前期末残高		2,770,847	3,286,242
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		515,395	△902,178
当期変動額合計			
当期末残高		3,286,242	2,384,063
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		19	—
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△19	—
当期変動額合計			
当期末残高		—	—
評価・換算差額等合計			
前期末残高		19	—
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△19	—
当期変動額合計			
当期末残高		—	—
純資産合計			
前期末残高		2,770,866	3,286,242
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		515,395	△902,178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△19	—

当期変動額合計 当期末残高	515,376	△902,178
	3,286,242	2,384,063

重要な会計方針

	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
1. 有価証券 の評価基準及 び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部資本直入 法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定）を採用し ております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用 しております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産 の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改 正する法律 平成19年3月30日 法律第6 号）及び（法人税法施行令の一部を改正 する政令 平成19年3月30日 政令第83 号））に伴い、当事業年度から、平成19年4 月1日以降に取得したものについては、改 正後の法人税法に基づく方法に変更して おります。これに伴う損益の影響は軽微で あります。 （追加情報） 当事業年度から、平成19年3月31日以前に 取得したものについては、償却可能限度額 まで償却が終了した翌年から5年間で均等 償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微 でありました。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法を採 用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く ） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く ） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法を採 用しております。

	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	———
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
_____	(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
_____	(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。 (損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日現在)	第19期 (平成21年3月31日現在)												
※ 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	※ 有形固定資産から控除されている減価償却累計額												
<table> <tr> <td>建物</td><td>31,745 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td><u>49,517</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>81,262</td></tr> </table>	建物	31,745 千円	器具備品	<u>49,517</u>	計	81,262	<table> <tr> <td>建物</td><td>45,004 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td><u>58,603</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>103,607</td></tr> </table>	建物	45,004 千円	器具備品	<u>58,603</u>	計	103,607
建物	31,745 千円												
器具備品	<u>49,517</u>												
計	81,262												
建物	45,004 千円												
器具備品	<u>58,603</u>												
計	103,607												

（損益計算書関係）

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
※ 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品1,734千円であります。	※ 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	—	—	9,600

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	—	—	9,600

(リース取引関係)

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)																								
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>有形固定資産 器具備品</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>54,590 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td><u>21,836</u></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>32,754</td><td></td></tr></table>		有形固定資産 器具備品		取得価額相当額	54,590 千円		減価償却累計額相当額	<u>21,836</u>		期末残高相当額	32,754		<table><tr><td></td><td>有形固定資産 器具備品</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>54,590 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td><u>32,754</u></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>21,836</td><td></td></tr></table>		有形固定資産 器具備品		取得価額相当額	54,590 千円		減価償却累計額相当額	<u>32,754</u>		期末残高相当額	21,836	
	有形固定資産 器具備品																								
取得価額相当額	54,590 千円																								
減価償却累計額相当額	<u>21,836</u>																								
期末残高相当額	32,754																								
	有形固定資産 器具備品																								
取得価額相当額	54,590 千円																								
減価償却累計額相当額	<u>32,754</u>																								
期末残高相当額	21,836																								
<table><tr><td></td><td>無形固定資産 ソフトウェア</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>18,145 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td><u>12,701</u></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>5,444</td><td></td></tr></table>		無形固定資産 ソフトウェア		取得価額相当額	18,145 千円		減価償却累計額相当額	<u>12,701</u>		期末残高相当額	5,444		<table><tr><td></td><td>無形固定資産 ソフトウェア</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>18,145 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td><u>16,330</u></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,815</td><td></td></tr></table>		無形固定資産 ソフトウェア		取得価額相当額	18,145 千円		減価償却累計額相当額	<u>16,330</u>		期末残高相当額	1,815	
	無形固定資産 ソフトウェア																								
取得価額相当額	18,145 千円																								
減価償却累計額相当額	<u>12,701</u>																								
期末残高相当額	5,444																								
	無形固定資産 ソフトウェア																								
取得価額相当額	18,145 千円																								
減価償却累計額相当額	<u>16,330</u>																								
期末残高相当額	1,815																								
<table><tr><td></td><td>合計</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>72,735</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td><u>34,537</u></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>38,198</td><td></td></tr></table>		合計		取得価額相当額	72,735		減価償却累計額相当額	<u>34,537</u>		期末残高相当額	38,198		<table><tr><td></td><td>合計</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>72,735</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td><u>49,084</u></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>23,650</td><td></td></tr></table>		合計		取得価額相当額	72,735		減価償却累計額相当額	<u>49,084</u>		期末残高相当額	23,650	
	合計																								
取得価額相当額	72,735																								
減価償却累計額相当額	<u>34,537</u>																								
期末残高相当額	38,198																								
	合計																								
取得価額相当額	72,735																								
減価償却累計額相当額	<u>49,084</u>																								
期末残高相当額	23,650																								
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																								
<table><tr><td>1 年内</td><td>14,792 千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td><u>24,958</u></td></tr><tr><td>合計</td><td>39,750</td></tr></table>	1 年内	14,792 千円	1 年超	<u>24,958</u>	合計	39,750	<table><tr><td>1 年内</td><td>13,291 千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td><u>11,665</u></td></tr><tr><td>合計</td><td>24,957</td></tr></table>	1 年内	13,291 千円	1 年超	<u>11,665</u>	合計	24,957												
1 年内	14,792 千円																								
1 年超	<u>24,958</u>																								
合計	39,750																								
1 年内	13,291 千円																								
1 年超	<u>11,665</u>																								
合計	24,957																								
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table><tr><td>支払リース料</td><td>15,960千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>14,547千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,708千円</td></tr></table>	支払リース料	15,960千円	減価償却費相当額	14,547千円	支払利息相当額	1,708千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>13,920千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>12,732千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,048千円</td></tr></table>	支払リース料	13,920千円	減価償却費相当額	12,732千円	支払利息相当額	1,048千円												
支払リース料	15,960千円																								
減価償却費相当額	14,547千円																								
支払利息相当額	1,708千円																								
支払リース料	13,920千円																								
減価償却費相当額	12,732千円																								
支払利息相当額	1,048千円																								
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																								
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。																									
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左																								

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	貸借対照表日 における時価 （千円）	差額 （千円）	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	貸借対照表日 における時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	25,000	25,465	465	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	—	—	—	—	—	—
合計	25,000	25,465	465	—	—	—

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第18期 （平成20年3月31日現在）			第19期 （平成21年3月31日現在）		
	取得原価 （千円）	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	差額 （千円）	取得原価 （千円）	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの						
株式	—	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの						
株式	—	—	—	161	161	—
債券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	161	161	—
合計	—	—	—	161	161	—

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務が 無くなった為
合計	25,000	25,199	199	—

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却損益の合計額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

前事業年度（平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度（平成20年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券				
国債	—	25,000	—	—
計	—	25,000	—	—

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

(退職給付関係)

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 283,825千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 93,658千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <u>退職給付債務</u> 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円 3. 退職給付費用に関する事項 <u>勤務費用</u> 94,560千円 退職給付費用 94,560千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第18期 (平成 20年 3月 31日)	第19期 (平成 21年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 115,488	退職給付引当金超過額 134,777
役員退職給付引当金超過額 10,389	役員退職給付引当金超過額 13,004
未払賞与 68,653	未払賞与 42,060
未払事業税 16,908	未払費用 37,800
未払費用 32,773	株式報酬費用加算 42,846
その他 14,171	繰越欠損金 248,836
繰越税金資産小計 258,382	その他 17,810
評価性引当金 △137,996	繰越税金資産小計 537,133
繰延税金資産合計 120,385	評価性引当金 △537,133
	繰延税金資産合計 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳
(単位：%)	
法定実行税率 40.69	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異については、税引前当期純損失 が計上されているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項 目 6.44	
住民税均等割等 0.22	
評価性引当金 3.18	
その他 0.96	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.49	

(関連当事者との取引)

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Invesco Asset Management Ltd	Finsbury Square , London , UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	—	投資顧問	受取投資 顧問料	60,946	その他 未払金	16,103
								支払投資 顧問料	217,840		
	Invesco UK Ltd	Finsbury Square , London , UK	75,563千 英ポンド	持株会社	(被所有) 間接 100.00	—	グループ会社 管理	グループ 会社管理 費用	57,529	その他 未払金	3,947

(2)兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ireland Ltd	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	515千 米ドル	投資顧問 会社	—	—	投資顧問	受取投資 顧問料	313,673	未収入 金	10,421
親会社の子会社	Invesco Institutional (N.A)Inc	One Midtown Plaza 1360 Peachtree street N.E Atlanta, Georgia 30309 U.S.A	699,289千 米ドル	投資顧問 会社	—	—	投資顧問	支払投資 顧問料	28,198	預り金	64,176
								人件費	65,775	その他 未払金	4,810
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	—	—	投資顧問	受取 付随業務収入	471,976	未収入 金	29,667
								支払投資 顧問料	30,376		
親会社の子会社	Invesco Management SA	10 rue Henri Schnadt Luxembourg	3,840千 米ドル	投資顧問 会社	—	—	投資顧問	受取投資 顧問料	533,842	未収入 金	22,280
親会社の子会社	Investment Fund Administrators Ltd.	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	360千 米ドル	投資顧問 会社	—	—	投資顧問	受取投資 顧問料	226,759	未収入 金	9,615
親会社の子会社	Invesco Hong Kong Limited	32nd Floor, Three Pacific Place 1 Queen's Road East Hong Kong	201,173千 香港ドル	投資顧問 会社	—	—	投資顧問	受取 付随業務収入	870,150	未収入 金	971

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square , London , UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資 顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資 顧問料	197,686	その他 未払金	14,588

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U. S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取 付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資 顧問料	26,855	その他 未払金	2,045

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
1株当たり純資産額 342,316円90銭	1株当たり純資産額 248,339円98銭
1株当たり当期純利益金額 53,686円98銭	1株当たり当期純損失金額 △93,976円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)の算定上の基礎

	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	515,395	△902,178
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	515,395	△902,178
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

特記すべき事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)重要事実

訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えると予想される事実はありません

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称	②資本金の額 (平成20年9月30日現在)	③事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

①名称	②資本金の額 (平成20年9月30日現在)	③事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
上光証券株式会社	500百万円※	//
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	//

※平成21年5月31日現在。

(3)投資顧問会社

①名称	②資本金の額 (平成20年12月31日現在)	③事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	120,053,594英ポンド (約15,826百万円※)	英国籍の会社であり、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

※英ポンドの円換算は、平成20年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝131.83円）によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	51,000百万円（平成20年9月30日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
--------	---

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集および販売の取扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払い、分配金の再投資に関する事務等を行います。

(3)投資顧問会社

マザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

当特定期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成21年1月7日	臨時報告書
平成21年1月20日	有価証券報告書
平成21年1月20日	有価証券届出書
平成21年3月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成20年4月22日から平成20年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成20年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 松村 直季
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成20年10月21日から平成21年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成21年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	松村 直季
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。